

規制の事前評価書(要旨)

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 政策の名称 | 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律案 | |
| 担当部局 | 国土交通省港湾局振興課 電話番号：03-5253-8674 | e-mail: g_PHB_SIN@mlit.go.jp |
| | 国土交通省河川局海岸室 電話番号：03-5253-8471 | e-mail: g_RVB_SBO_HOZ_KGN@mlit.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成22年2月8日 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>国連海洋法条約により、沿岸国は、排他的経済水域及び大陸棚(以下「排他的経済水域等」という。)において天然資源の探査及び開発といった主権的権利等行使することができる。我が国周辺の排他的経済水域等は、世界有数の漁場であることに加え、石油・天然ガスの賦存やコバルトリッチクラスト等海底鉱物資源の分布が期待されており、天然資源に乏しい我が国にとってその保全は非常に重要である。</p> <p>排他的経済水域等の限界は、低潮線等からの距離でその範囲が決定される(排他的経済水域は200海里を超えない範囲)ため、その限界を画する基礎となる低潮線の後退や損壊につながるような行為を規制し、排他的経済水域等の保全を図る必要がある。</p> <p>併せて、海底鉱物資源の開発等、排他的経済水域等の利用及び保全に関する活動を促進させるためには、その拠点施設となる特定離島港湾施設の機能を適切に確保することが必要不可欠である。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | <p>【関連条項】 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 第5条、第9条及び第10条</p> <p>【内容】 排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線付近の海域を区域(以下「低潮線保全区域」という。)として指定し、当該低潮線の後退や損壊につながるような海底の掘削や土砂採取等の行為を規制する。【第5条】 また、特定離島に設置された港湾の施設(以下「特定離島港湾施設」という。)がその機能を適切に発揮するよう、特定離島港湾施設の存する港湾の一定の水域において、水域の占用又は土砂の採取など、港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある一定の行為を規制する。【第9条及び第10条】</p> |
| 想定される代替案 | 代替案: 法律に、低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域における規制の規定を設けない。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなり、申請者の申請に係る費用負担が発生する。(国又は地方公共団体が行う場合には、国土交通大臣との協議に係る費用負担。) | 特になし。 |
| (行政費用) | 所管行政庁において、低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域における、規制対象となる行為の申請に対する審査などに係る費用負担が生じる。 | 特になし。 |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られず、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に支障が生じる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | 天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上につながる。すなわち、国連海洋法条約により沿岸国である我が国に認められた主権的権利等の行使による利益が確保される。 | 低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合に、国土交通大臣の許可を受ける必要がなくなる。(国又は地方公共団体が行う場合には、国土交通大臣との協議。) |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>低潮線保全区域及び特定離島港湾施設の周辺の水域において、規制対象となる行為を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととなり、申請者の申請に係る費用などが発生するが、天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上につながる。</p> <p>一方で、当該規制を実施しない場合、申請者の申請に係る費用などが発生しないが、天然資源の賦存が期待されている排他的経済水域等の保全及び利用が図られず、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に多大な支障が生じることになる。</p> <p>このため、当該規制案は、規制をしないという代替案よりも優れていると考えられる。</p> | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 国連海洋法条約により、排他的経済水域等の限界は、低潮線等からの距離でその範囲が決定される(排他的経済水域は200海里を超えない範囲)ため、その確保を図るもの。なお、その限界は、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律第74号)によって設定されている。 | |
| レビューを行う時期又は条件 | RIA事後検証シートによる事後検証 | |
| 備考 | 特になし。 | |